

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 部長 阿部 克己
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号（パナソニック東京汐留ビル） パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	企画業務部 経理課 課長 清水 敬彦
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 （東京都港区東新橋一丁目5番1号（パナソニック東京汐留ビル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【提出理由】

2021年6月24日開催の当社第114回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社を分割会社とし、当社の完全子会社であるパナソニック分割準備株式会社（2022年4月1日付でパナソニック株式会社に商号変更予定。）を分割承継会社として、効力発生日を2022年4月1日とする吸収分割契約を締結する。

第2号議案 定款一部変更の件

商号（第1条）、目的（第3条）及び役付取締役（第13条、第19条及び第26条）に関する定款規定を変更する。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、津賀一宏、佐藤基嗣、樋口泰行、本間哲朗、筒井義信、大田弘子、富山和彦、野路國夫、澤田道隆、梅田博和、Laurence W. Bates、楠見雄規、松井しのぶを選任する。

第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

社外取締役の一事業年度当たりの報酬額につき、取締役全体の一事業年度当たりの報酬額15億円の枠内で8,000万円以内から1億5,000万円以内へと改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

	有効	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	17,838,225個	17,768,363個	41,159個	327個	99.61%	可決
第2号議案	17,838,096個	17,769,719個	38,417個	1,547個	99.62%	可決
第3号議案						
津賀 一宏	17,837,912個	17,296,037個	509,258個	4,204個	96.96%	可決
佐藤 基嗣	17,837,933個	17,417,920個	387,396個	4,204個	97.65%	可決
樋口 泰行	17,837,932個	17,417,698個	387,617個	4,204個	97.64%	可決
本間 哲朗	17,837,938個	17,419,170個	386,151個	4,204個	97.65%	可決
筒井 義信	17,837,921個	16,379,942個	1,425,362個	4,204個	91.83%	可決
大田 弘子	17,837,894個	17,672,591個	132,686個	4,204個	99.07%	可決
富山 和彦	17,837,922個	17,674,103個	131,202個	4,204個	99.08%	可決
野路 國夫	17,837,869個	17,671,168個	134,084個	4,204個	99.07%	可決
澤田 道隆	17,837,921個	17,674,393個	130,911個	4,204個	99.08%	可決
梅田 博和	17,837,899個	17,411,680個	393,602個	4,204個	97.61%	可決
Laurence W. Bates	17,837,916個	17,424,912個	380,387個	4,204個	97.68%	可決
楠見 雄規	17,837,931個	17,289,426個	515,888個	4,204個	96.93%	可決
松井 しのぶ	17,837,909個	17,746,317個	58,975個	4,204個	99.49%	可決
第4号議案	17,837,621個	17,675,659個	98,893個	34,656個	99.09%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する

株主の出席及び出席した株主の議決権（事前行使分を含む）の三分の二以上の賛成です。

- ・ 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権（事前行使分を含む）の過半数の賛成です。
- ・ 第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権（事前行使分を含む）の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分、及び当日出席のうち賛否を確認できた株主の議決権数の集計により、各決議事項はその可決要件を満たし、会社法上適法に可決されました。このため、当日出席の株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権数は、賛成数、反対数及び棄権数のいずれにも加算しておりません。

以 上